第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	子の返還申立事件の記録に添付して
第七十二条及び第七十六条	電子調書	期日調書
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ

別表第二（第四十六条関係）

第百四条	地方裁判所又は簡易裁判所	家庭裁判所
第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項	直送	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	電子調書の作成に用いる場合	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十一条の調書（以下「期日調書」という。）への添付
第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	期日調書
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ

［新設］